

事例研究 刑事法Ⅱ(刑事訴訟法) 訂正表(第1刷→第2刷)

頁数	誤植箇所(1刷)	修正後(2刷)
p 392	下から14行目 「継続した <u>点</u> を違法性の～」	→「を」の後に「もって」を追加 「継続した <u>点をもって</u> 違法性の～」
p 395	上から2～3行目 「同判決は、 <u>結局のところ</u> 、車内検査等の拒否自体は職務質問を継続させる理由にはならない <u>以上</u> 、」	→①「結局のところ、」をトル ②「は」を「が」に修正 ③「以上、」の後に「この点からも」を追加 「同判決は、車内検査等の拒否自体が職務質問を継続させる理由にはならない以上、この点からも」
p 399	脚注(12)上から4行目 「 <u>あった</u> であろうこと」	→「で」の後に「あ」を追加 「 <u>あった</u> であろうこと」
p 455	上から14行目 「プライバシーの <u>保護</u> については、」	→「保護」の後に「の対象」を追加 「プライバシーの <u>保護の対象</u> については、」
p 460	上から9行目 「～ <u>関連性</u> が認められよう」	→「が」の後に「あると」 「～ <u>関連性</u> があると認められよう」
p 464	上から1行目 「～ <u>関連性</u> の存在が確認された物」	→「の存在が確認された」を「があると認められた」に修正 「～ <u>関連性</u> があると認められた物」
p 464	脚注(12) 井上弘 <u>道</u>	→「道」を「通」に訂正 「井上弘 <u>通</u> 」
p 466	上から4行目 「～ <u>捜査機関側</u> の手間 <u>だけ</u> でなく」	→「 <u>だけでなく</u> 」を「 <u>も</u> さることながら」に修正 「～ <u>捜査機関側</u> の手間 <u>も</u> さることながら」
p 466	上から5行目 「 <u>媒介</u> の数は少なくとも、」	→「媒介」を「媒体」に修正 「 <u>媒体</u> の数は少なくとも、」
p 466	上から13行目 「～ <u>関連性</u> の <u>選別</u> に～」	→「選別」を「有無の判断」に修正 「～ <u>関連性</u> の <u>有無</u> の判断に～」

p 472	下から 4 行目 「任意提出・領置手続に <u>に</u> 実際に～」	→「に」を「の」に修正 「任意提出・領置手続の <u>の</u> 実際に～」
p 527	上から 3 行目 「確定の見地に求められること～」	→「確定」を「画定」に修正 「画定の見地に求められること～」
p 533	脚注(5) 「公訴事実の同一 <u>説</u> に関する～」	→「説」を「性」に修正 「公訴事実の同一 <u>性</u> に関する～」
p 545	上から 15 行目 「 <u>なされるよう</u> なると、」	→「なされるよう」の後に「に」を追加 「なされる <u>ように</u> なると、」
p 602	最後の行 [小川桂樹]	→「桂」を「佳」に訂正 [小川佳樹]
p 620	脚注(17) 上から 3 行目 芳澤政治	→「芳」を「芦」に訂正 「芦澤政治」
p 644	最後の行 「 <u>少なく</u> ことに～」	→「少なく」の後に「ない」を追加 「 <u>少なくない</u> ことに～」
p 704	脚注(11) 上から 1 行目 「～場合もあり <u>え</u> るが、～」	→「え」を「う」に修正 「～場合もあり <u>う</u> るが、～」
p 716	◆参考文献◆上から 3 行目 ・石井一正『刑事事実認定入門』(判例タイムズ、2005年)	→①「入門」の後に「(第2判)」を追加 ②「2005」を「2010」に修正 ・石井一正『刑事事実認定入門 (第2版)』 (判例タイムズ、2010年)

※2011年5月15日発行の第2刷では右の欄のように修正されています。

[日本評論社] Copyright(C) NIPPON HYORONSHA CO.,LTD.PUBLISHERS